

わになって・みんなポカポカ・大鰐町

広報

おおわに

11月号

令和5年
(2023年)
No.742

今月のおもな内容

◇月替わりの掲載コーナー・・・	◇おおわにかわら版・・・	◇こちら警察・消防！・・・	◇議会だより・・・	◇まちのお知らせ・・・	◇まちの話題など・・・
23	22	20	17	12	2



令和5年度大鰐町総合防災訓練を実施しました

9月24日(日)に大鰐町役場にて、前回の実施から4年ぶりとなる総合防災訓練を実施しました。訓練には、役場職員や消防団をはじめ、東消防署南分署や黒石警察署、日赤奉仕団などの関係機関も参加しました。

訓練では、段ボールベッド等を活用した避難所開設訓練や初期消火訓練、災害救出訓練など、多岐にわたる訓練を実施し、災害発生時の対応について確認を行いました。

全国大会出場の報告をしました

あじやらBBCが第19回東北選抜学童軟式野球大会で優勝し、全国大会への出場を決めたことを町長に報告しました。

山田町長は「監督やコーチの指導のもと、日頃から支えてくれている家族の応援や町民の皆さんの協力があつて実現したものだと思います。感謝の気持ち忘れずに、全国大会では自分の力が発揮できるよう健闘を祈っています」と激励しました。赤平晃大キャプテンは「守備からリズムを作っていくあじやらの野球をしてきたいと思います。」と意気込みを述べました。

第一一八回俳句箱入選句

令和五年七月〜令和五年九月

優秀賞

●投句数

小・中学生の部	一五七句
高校・一般の部	三七句
合 計	一九四句

●小・中学生の部

ばーべきゅうたのしかったよなつやすみ	大鰐小学校	一年	對馬	柚
はなびかいはあとのかたちきれいだつた	大鰐小学校	一年	藤田ゆいな	
なつやすみいるかのショーがたのしかつた	大鰐小学校	一年	山中	望愛
こうていのかげ気もちいい夏おわる	大鰐小学校	二年	高橋	詩
なつまつりきんぎょすくいをたのしむよ	大鰐小学校	二年	佐々木	董
夏のそら青くてキレイおおぞらだ	大鰐小学校	二年	木田	風咲
いちごあめよみやの日にはたべたいな	大鰐小学校	二年	後藤	終悟
ミニトマトあつさでわれるかわいそう	大鰐小学校	二年	清水	陽乃
スイカわりあつちへこつちへどこへ行く	大鰐小学校	五年	鎌田	彩吹
さくらんぼ「まず、仏だんに」と祖母の声	大鰐小学校	六年	葛西	日彩
あの笑顔真夏の中の宝物	大鰐中学校	二年	木村	妃葉

●高校・一般の部

大鰐でねぶたの疲れ湯に溶かし	秋田県鹿角市	武石	優子
紫陽花や母眠る墓唯愛し	弘前市	中田	隆昭
大鰐に遊びて太宰思ふ夏	神奈川県二宮町	塙	昌子
雲海や高く聳えるワイナリー	盛岡市	和泉ひかり	

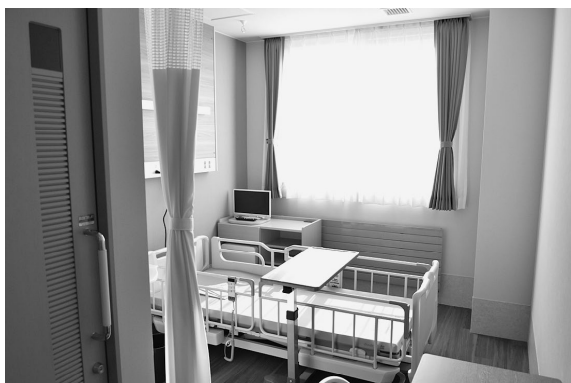
町立大鰐診療所が開所しました（令和5年10月より）



町立大鰐病院は、建築から50年以上経過し、著しい老朽化及び人口減少に応じた病床規模の適正化を図るため、整備基本構想及び基本計画を策定し、令和3年度の開所を目指して着手しておりました。しかし、新型コロナウイルスや半導体不足による医療機器搬入の遅延などを経て、令和5年10月に町立大鰐診療所として開所することになりました。

病院から診療所へと形態は変わりますが、これまでの診療科目に加え、訪問看護ステーションも併設されます。これからも大鰐町で安心して暮らし続けていただくために、介護・保健・福祉、及び周辺医療施設との密接な連携を築き、町民の皆さんの健康を守り、生活に寄り添う医療を目指してまいります。

診療所内の様子



町立大鰐診療所内はとても明るい雰囲気的空間が広がっており、年齢を問わず利用しやすい診療環境が整っています。

また、2階の個室についても以前よりも開放感があり、入院時も安心して利用できると思います。

今後、町立大鰐病院の解体工事が行われ、駐車場として整備される予定となっています。

◎調剤は、処方箋を出した医科、歯科とそれぞれ合算します。

◎75歳を迎えた月は、国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1になります。

○自己負担額は世帯で合算できます（世帯合算）

同じ世帯内の国保に加入中の複数の方が同じ月に医療機関を受診したときや、ひとりの方が複数の医療機関を受診したときは、自己負担額は世帯で合算することができ、その合算した負担額が負担限度額を超えた場合、超えた分が高額療養費として支給されます。

●合算対象のポイント

- ①70歳未満の方は、自己負担額（調剤は、処方箋を出した医科、歯科とそれぞれ合算した金額）が21,000円以上のものが合算の対象となります。
- ②70歳以上の方は、自己負担した全金額が合算の対象になります。

○70歳以上の外来療養にかかる年間の高額療養費（外来年間合算）

基準日（7月31日）時点の所得区分が一般または低所得だった方において、8月1日～翌年7月31日までの一年とし、一年間の外来療養の自己負担額（限度額適用後の金額）の合計が144,000円を超えた場合、超えた金額が外来年間合算高額療養費として支給されます。対象と思われる方には、申請の勧奨を行っています。

○医療費と介護保険サービス費の合計が高額となったとき（高額介護合算）

医療費が高額になった国保世帯に介護保険サービスを利用している方がいる場合、8月1日～翌年7月31日までの一年間でそれぞれの限度額適用後の自己負担額を合算し、基準額を超えた金額が高額介護合算療養費として支給されます。高額介護合算療養費の限度額については、所得区分によって異なるため国保年金係へお問い合わせください。

○入院したときの食事代について（入院時食事療養費）

入院した場合、診療にかかる費用とは別に、食事代を負担することになります。交付された「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、食事代が下記の負担額になります。また、住民税非課税世帯の方が、医療機関へ1食460円で支払った場合や、91日目以降の入院で90日以内の負担額を支払った場合は、申請することにより差額の返還を受けることができます。申請時には、医療機関から発行された領収書が必要です。

●70歳未満の方の入院時食事療養標準負担額

所得区分	1食あたりの食事代	
ア、イ、ウ、エ (住民税課税世帯)	460円	
オ (住民税非課税世帯)	過去12か月で90日以内の入院	過去12か月で90日を超える入院 (※3)
	210円	160円

●70歳以上の方の入院時食事療養標準負担額

所得区分	1食あたりの食事代	
現役並所得者（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）及び一般（住民税課税世帯）	460円	
低所得者Ⅱ（住民税非課税世帯）	過去12か月で90日以内の入院	過去12か月で90日を超える入院 (※3)
	210円	160円
低所得者Ⅰ（住民税非課税世帯）	100円	

(※3) 90日を超えて入院した場合、適用を受けるためには、窓口で申請が必要です。また、申請には、入院日数が90日を超えていることが確認できるもの（領収書等）をご持参ください。

■お問合せ 住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）

国民健康保険被保険者のみなさまへ

○医療費が高額になったとき（高額療養費）

ひと月の医療費の自己負担額が高額となり、同じ月内で下記の負担限度額を超えた場合、申請することでその超えた分が高額療養費として支給されます。対象になると思われる方には、申請の勧奨を行っています。医療機関から発行される領収書は申請時に必要ですので保管しておきましょう。（紛失した場合は再発行が必要な場合があります）

医療費が高額となるときは、「限度額適用認定証」または「限度額認定・標準負担額減額認定証」の申請をして交付された証を医療機関に提示することで、支払額を限度額までとすることができます。医療費が高額になることが事前にわかっているとき（今後、入院や手術を予定している等）にかかわらず、急に入院した時等の万が一の備えとして事前に申請しておきましょう。ただし、国民健康保険税を滞納している世帯は、交付できない場合がありますのでご注意ください。

●70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

所得区分		3回目まで	4回目以降（※2）
所得901万円超	ア	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1 %	140,100円
所得600万円超 901万円以下	イ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1 %	93,000円
所得210万円超 600万円以下	ウ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1 %	44,400円
所得210万円以下 (住民税非課税世帯除く)	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円

●70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額（月額）

所得区分		外来（個人単位）	外来 + 入院 （世帯単位）	限度額適用認定証発行 有・無
現役並み所得者	Ⅲ（課税所得 690万円以上）	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1 % 〈4回目以降（※2）：140,100円〉		無
	Ⅱ（課税所得 380万円以上）	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1 % 〈4回目以降（※2）：93,000円〉		有
	Ⅰ（課税所得 145万円以上）	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1 % 〈4回目以降（※2）：44,400円〉		有
一般 （課税所得145万円未満等）		18,000円	57,600円 〈4回目以降（※2）：44,400円〉	無
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円	有
低所得者Ⅰ		8,000円	15,000円	有

（※1）70歳以上の方の「限度額適用認定証」は、区分によっては発行されない場合がありますので、表をご確認いただくか、国保年金係までお問い合わせください。

（※2）過去12か月以内に同世帯で限度額を超えた高額療養費の支給が、4回以上あった場合に適用される限度額です。

◎所得区分は町民税の申告の額で決まります。令和5年8月～令和6年7月診療分は令和5年度（令和4年分）の所得額で決定されます。

◎入院時の食事代や診断書料など、保険適用外の場合は高額療養費の対象となりません。

◎同じ医療機関でも、医科と歯科、入院と外来は別計算となり、70歳未満の方は保険適用の自己負担額が21,000円を超えたものが合算の対象となります。

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ ～75歳以上の方にお知らせです～

●新たに後期高齢者医療制度に加入された方の保険料の納め方について

保険料は年金からの天引き（特別徴収）が原則ですが、新たに後期高齢者医療制度に加入された方は年金からの天引きが開始されるまで時間がかかるため、加入当初は納付書で納めていただくことになります。

口座振替を希望される場合は手続きが必要です。これまで国民健康保険税を口座振替で納めていた方も、改めて手続きが必要です。

●保険料は納期限内に納めましょう

保険料の納付にお困りの方は住民生活課国保年金係へご相談ください。災害により住宅等に著しく損害を

受けたり、世帯主の収入が著しく減少した場合など、保険料の減免が認められることがあります。保険料を滞納すると、通常より有効期限が短い被保険者証が交付されることがあります。

後期高齢者医療保険料

第5期 納付期限
令和5年11月30日（木）です。

■お問合せ

住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）

県後期高齢者医療広域連合 ☎017・721・3821

母子父子寡婦福祉資金予約貸付のご案内

中南地域県民局において、令和6年4月から進学を予定している母子家庭および父子家庭のお子さんを対象に、母子父子寡婦福祉資金の予約貸付を実施します。

◎母子父子寡婦福祉資金ってなに？

母子家庭のお母さんおよび父子家庭のお父さん並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために必要な資金をお貸しする制度です。

◎資金の貸付を希望する方は、「事前相談」が必要です

申請から貸付までには1か月以上の日数がかかりますので、お早めにお電話でご予約の上、相談窓口までお越しください。なお、「事前相談」は、生活の状況等をお伺いするため、1時間程度かかります。詳しくは相談窓口にお問合せください。



制度に関する紹介（青森県 HP）



●予約貸付対象資金の種類

①就学支度資金…入学金、制服購入等に充てるための資金

償還期間 20年以内

（専修学校の一般課程と修業施設は5年以内）

②修学資金…授業料、書籍代、交通費等に充てるための資金

償還期間 20年以内

（専修学校の一般課程と修業施設は5年以内）

③修業資金…知識技能の習得費用に充てるための資金
償還期間 20年以内

●予約受付期間

令和5年11月1日（水）から令和6年1月31日（水）

●相談窓口

中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室福祉調整課
弘前市大字下白銀町14-2 青森県弘前健康福祉庁舎4階
☎35・1622

■お問合せ

保健福祉課福祉係 ☎55・6568（直通）

B型肝炎訴訟 無料電話相談会のお知らせ

B型肝炎被害対策東北弁護士団が、B型肝炎訴訟について、弁護士による無料電話相談を行います（通話料はかかります）。

〈B型肝炎訴訟とは？〉

幼少時の集団予防接種によりB型肝炎に感染したと認められる患者に対し病態に応じて50万円～3,600万円の給付金等が支払われる制度です。ただし、給付を受けるためには、国を相手に訴訟をして証拠に基づき救済要件に該当することを確認したうえで国と和解等をする必要があります。

●日時 令和5年11月18日（土）10時から18時まで

●対象 B型肝炎患者またはそのご家族

（患者が亡くなっている場合は、その相続人）

●電話番号

☎022・266・3025／☎022・266・3026

予約不要です。電話相談会日時に直接お電話ください。

※詳細については大鰐町ホームページをご覧ください。



【無料電話相談会についての問い合わせ先】

B型肝炎被害対策東北弁護士事務所

（小野寺友宏法律事務所内）☎0120・76・0152

■お問合せ

保健福祉課健康推進係 ☎55・7149（直通）

住民生活課窓口へお越しの際は必ず本人確認書類をご持参ください

「住民票」や「戸籍証明書」等を交付する際に、個人情報保護となりすましによる不正取得防止のため、窓口にお越しの方の本人確認を行っております。

本人確認書類がない場合は住民票等の交付をお断りしておりますので、窓口へお越しの際は必ず本人確認書類をご持参くださるようお願いいたします。

特に印鑑証明書は、「**印鑑登録証（カード）**」がなければ交付ができませんのでご注意ください。

●本人確認書類の例（有効期限内のものに限る）

顔写真が付いているもの ※いずれか1つを持参	マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行のもの）、旅券（パスポート）、障害者手帳
顔写真が付いていないもの ※いずれか2つを持参	健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、医療費受給資格証、年金手帳、年金証書、学生証、生活保護受給者証

●委任状が必要な場合

窓口に来る方が次に該当する場合、申請者（使う方）からの委任状が必要です。

住民票	申請者、申請者と同じ世帯以外の方 ※世帯分離をしているときは親子でも委任状が必要です。
戸籍謄抄本等	申請者、申請者の配偶者、申請者の直系親族（父母、祖父母、子、孫）以外の方
身分証明書	申請者以外の方
印鑑の登録	申請者以外の方 ※印鑑証明書は、印鑑登録証（カード）を提示すれば代理人でも委任状不要。

※委任状の用紙は、窓口でお渡ししているほか、町ホームページにも掲載しております。

●マイナンバーカードを申請しませんか？

マイナンバーカードの夜間窓口では、事前にご予約いただいた方のみ、顔写真の撮影から申請手続きまでを無料で行います。

【来庁予約はこちらから】 スマートフォン：



電話：55・6563（平日8時30分～17時）

【必要書類】 申請書と本人確認書類

- ・申請書の再交付を行っておりますが、再交付には本人確認書類が必要です。
- ・申請書があれば、スマートフォン・パソコンから申請ができます。詳しくはこちら



■お問合せ 住民生活課戸籍住民係 ☎55・6563（直通）

鳥インフルエンザの発生を防止しましょう

鳥インフルエンザウイルスは、渡り鳥によって海外から持ち込まれると考えられています。野鳥の渡りが始まる秋から北へ帰る春にかけては、本病発生の警戒が必要となる時期です。次のことに注意してください。

「家きんを飼っている場合」

- ①渡り鳥や野鳥、ねずみ等の野生動物との接触をさけるため、野外での放し飼いをしないようにしましょう。また、飼育小屋は防鳥ネット（2cm角以下）で囲いましょう。定期的に防鳥ネットの点検を行い、破損箇所はただちに修繕しましょう。
 - ②飼育小屋を定期的に消毒し、清潔な状態で飼育しましょう。
 - ③世話をするときには専用の履物、衣服を身に付け、終了後は履物、衣類、手指の消毒をしましょう。車両は農場の出入り口で入念に消毒しましょう。
 - ④家きんに異状がみられた場合は、すぐにつがる家畜保健衛生所に連絡してください。
- ※家きんとは鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、

ほろほろ鳥、七面鳥

「死亡した野鳥を見つけた場合」

- ①野鳥は鳥インフルエンザウイルス以外にも様々な細菌や寄生虫を持っていることがあるので、手袋等で処理し、素手では触らないようにしましょう。
- ②多数の野鳥がまとまって死亡している場合は、大鰐町役場農林課、または中南地域県民局地域農林水産部林業振興課にご相談ください。
- ③②以外の場合で死亡した野鳥を処理する際は、ビニール袋に入れ一般ごみとして処分してください。



■お問合せ

農林課 ☎55・6574（直通）

西北地域県民局地域農林水産部つがる家畜保健衛生所

☎0173・42・2276

中南地域県民局地域農林水産部林業振興課

☎33・3857

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

青森県最低賃金改定のお知らせ

- ①青森県最低賃金が改定されます。
時間額 898円（令和5年10月7日から）
- ②青森県最低賃金は、青森県内で働く全ての労働者に適用されます。
- ③製造業と小売業の一部には、特定（産業別）最低賃金が定められています。
- ④業務改善助成金については、「業務改善助成金コールセンター」（☎0120・366・440）にお問合せ

ください。

- ⑤最低賃金引上げに向けた支援策、その他相談については「青森働き方改革推進支援センター」（☎0800・800・1830）にお問合せください。
- ⑥詳しくは、青森労働局ホームページからご覧になれます。

（青森県労働局 HP →）

■お問合せ

青森県労働局労働基準部賃金質

☎017・734・4114



有料
広告

「まると大鰐秋の感謝祭」が開催されます！

大鰐ならではのものを“まるごと”集めたイベントが下記のとおり開催されます！ おいしいグルメや楽しいステージイベントなどをご用意しておりますので、皆さまぜひお越しください！

●日 時 令和5年11月25日（土）、26日（日）

10時から15時まで

●場 所 大鰐町地域交流センター「鰐 come」・駅前周辺の空き地・空き店舗

●問合せ まると大鰐実行委員会（企画観光課内） ☎55・6561（内線239）

※町ホームページで随時情報
発信を行いますのでご確認ください！



大鰐町ゆるキャラ
もやっぴー



※写真は過去のものです。

住民観光意識調査へのご協力をお願い

当調査は、お住まいの地域の観光に対する考え方や
思いを知るためのものです。頂いた回答は、津軽地域の
観光促進のための参考とさせていただきます。

●対象地域：弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、
平川市、鰐ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐
町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町

●特典：アンケートにご回答いただいた方の中から抽
選で、3か月ごとに15名様へ津軽地域の特産品セッ
ト（3,000円相当）をプレゼント。

※アンケートの回答は実施期間内でお一人様1回まで
とさせていただきます。

●調査期間：令和5年9月から令和6年3月末まで

アンケート回答・プレゼント

応募はコチラから↓



大鰐町ゆるキャラ
もやっぴー

■お問合せ

（一社）ClanPEONY 津軽

☎88・6090

Mail:cptsugaru@gmail.com

大鰐町の町民一人当たりの決算について

広報 10 月号で令和 4 年度の決算について掲載しましたが、町の財政状況をよりわかりやすくお知らせするため、町民一人当たりの決算を公表します。

令和 4 年度の決算額を令和 5 年 3 月末の人口（8,609 人）で割ったもの、令和 3 年度の決算額を令和 4 年 3 月末の人口（8,865 人）で割ったものです。

注：単位は全て円単位です。

1. 一般会計の歳入

町の権限で収入できるもの（自主財源）とできないもの（依存財源）に区分しております。地方交付税が最も大きく、町民一人当たり 378,918 円となっております。歳入合計は 867,513 円となっております。

区 分		R4年度	R3年度
自主財源	町税	74,808	71,345
	分担金負担金	948	1,048
	使用料手数料	2,804	2,719
	財産収入	1,247	1,053
	寄附金	2,119	2,050
	繰入金	104,245	5,692
	繰越金	1,815	4,023
	諸収入	5,460	7,205
依存財源	地方譲与税	8,363	7,860
	地方消費税交付金等	25,901	25,484
	地方特例交付金	504	2,627
	地方交付税	378,918	371,927
	国庫支出金	107,246	117,409
	県支出金	53,374	39,297
歳入合計		867,512	748,418

2. 一般会計の歳出（性質別）

支出を性質別に区分したもので、支出が義務付けられる経費（義務的経費）、公共施設等の建設や災害復旧に係る経費（投資的経費）、その他の経費に区分しております。歳出合計は 832,197 円となっております。

区 分		R4年度	R3年度
義務的経費	人件費	86,601	80,980
	扶助費	91,058	101,622
	公債費	167,693	64,677
投資的経費	普通建設事業費	121,666	103,665
	災害復旧事業費	6,384	222
その他の経費	物件費	95,124	79,920
	維持補修費	27,574	27,068
	補助費等	124,377	118,243
	積立金	17,322	43,558
	投資・出資金	296	1,006
	貸付金	221	28
	繰出金	93,881	89,159
歳出合計		832,197	710,148

3. 一般会計の歳出（目的別）

支出を目的別に区分したものです。

区 分	R4年度	R3年度
議会費	7,182	7,221
総務費	95,889	124,495
民生費	174,506	181,322
衛生費	116,342	96,509
労働費	392	369
農林水産業費	23,540	21,226
商工費	38,672	17,560
土木費	93,416	90,973
消防費	30,601	28,453
教育費	39,939	41,433
災害復旧費	6,384	222
公債費	167,694	64,677
諸支出金	37,640	35,688
歳出合計	832,197	710,148

4. 基金残高

一般会計の基金、特別会計の基金、定額の資金を運用する基金に区分しております。町全体の基金（貯金）残高は、町民一人当たり 289,043 円となっております。

区 分		R4年度	R3年度
一般会計	財政調整基金	117,701	114,298
	減債基金	675	57,775
	その他特定目的基金	119,268	105,434
特別会計	国民健康保険財政調整基金	19,492	13,984
	介護保険財政調整基金	13,910	11,396
	温泉事業財政調整基金	1,769	1,642
	簡易水道事業財政調整基金	1,663	1,548
定額運用	土地開発基金	1,955	1,899
	奨学基金	12,610	11,759
基金合計		289,043	319,735

5. 地方債残高

町全体の地方債（借金）残高は、町民一人当たり 1,161,512 円となっております。

区 分	R4年度	R3年度
一般会計	848,657	885,546
温泉事業特別会計	377	495
簡易水道事業特別会計	476	—
公共下水道事業特別会計	308,800	315,206
病院事業会計	3,202	3,685
地方債合計	1,161,512	1,204,932

地域包括支援だより

高齢者虐待を防ぐために

65歳以上の高齢者を世話する家族や親族、同居人（養護者）による高齢者虐待にはさまざまな行為があり、高齢者虐待防止法では虐待を「身体的虐待」「介護や世話の放棄・放任（ネグレクト）」「心理的虐待」「経済的虐待」「性的虐待」の5つに分けて定義しています。

体はもちろん、心を傷つけること、世話をしないことも虐待にあたります。虐待はどの家庭でも起こる可能性があり、虐待をしている・されているという自覚がないこともあります。どのような行為が虐待とされるのか一部をご紹介します。

高齢者虐待の一例

身体的虐待

- ☐叩く、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる。無理やり食事を口に入れる。
- ☐意図的に薬を過剰に服用させて動きを抑制する。外から鍵をかけて閉じ込める。

介護・世話の放棄・放任

- ☐皮膚や衣類、おむつが汚れている状態を日常的に放置する。食事をあたえない。冷暖房を使わせない。
- ☐必要な治療や受診の対応をしない。家族の虐待行為を見て見ぬふりをする。

心理的虐待

- ☐怒鳴る。ののしる。排泄等の失敗をあざ笑い、人前で話して恥をかかせる。
- ☐高齢者が話しかけているのを意図的に無視する。面会者が来ても合わせない等、外部との連絡を遮断する。

経済的虐待

- ☐必要な金銭を渡さない。年金や預貯金を本人の意思や利益に反して使用する。

性的虐待

- ☐排泄を失敗した罰として下半身を裸にして放置する。排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままにしたり放置する。

※「虐待かもしれない…」と思うことがあれば、早めの相談をお願いします。確信が持てなくとも、まずは、下記のお問い合わせ先にご相談ください。相談者に関する情報は保護されますのでご安心ください。（高齢者虐待防止法第8条）

介護に悩んだらご相談ください

虐待の背景には、家族の介護疲れや生活苦、高齢者の認知症発症などがあります。

介護について相談できず1人で抱え込み、介護しているつもりが気付かないうちに虐待に繋がっていることもあるため、悩みがあれば周りに相談してみましょう。相談する人がいない、相談する場所が分からないという場合は、下記へご連絡ください。

■お問合せ 保健福祉課地域包括支援係 ☎55・6569（直通）

税を考える週間

毎年11月11日から17日までは「税を考える週間」です。

この期間中は、皆さんに税の仕組みや役割など、税に対する理解を深めていただくため、国税庁、総務省、都道府県や市町村が協力して広報活動を行います。

私たちの生活に欠かすことのできない道路、上下水道などのインフラ整備、警察・消防、教育、社会保障などの公共サービスを提供するためには費用がかかります。このようなサービスの費用を広く公平に負担していただいているのが「税」です。

【大鰐町が課税している税】

●個人町民税

1月1日に大鰐町に住所を有する個人が納める税金です。

均等の額によって負担する「均等割」と、前年の所得金額に応じて負担する「所得割」があり、個人県民税と合算して町が徴収します。

●法人町民税

大鰐町に事務所又は事業所を有する法人が納める税金です。

資本金等の額と従業員の数に応じて負担する「均等割」と、法人税額に応じて負担する「法人税割」があります。

●固定資産税

毎年1月1日に固定資産（土地、家屋、償却資産）を所有する方が、固定資産の価格をもとに納める税金です。

●国民健康保険税

国民健康保険被保険者である世帯主が、世帯の所得

や被保険者の人数に応じて納める税金です。国民健康保険事業費納付金の納付などに要する費用に充てています。

●軽自動車税（環境性能割）

新車・中古車を問わず、三輪以上の軽自動車を取得した方が取得価格や環境性能に応じて納める税金です。当分の間、町に代わり県が賦課徴収を行います。

●軽自動車税（種別割）

毎年4月1日に軽自動車などを所有している方が、総排気量などに応じて納める税金です。

●入湯税

鉱泉浴場における入湯客が納める税金です。浴場が徴収し、町に納付します。環境衛生施設などの整備や観光の振興に要する費用に充てています。

●町たばこ税

製造たばこの卸売販売業者（日本たばこ産業株式会社など）が、町内の製造たばこ小売販売業者に売り渡した製造たばこの本数に応じて納める税金です。

町内の小売業者へ売り渡した本数に応じて、町に納められます。

大鰐町たばこ販売協議会の会員の店舗でたばこを購入していただくと、ライターをサービスしています。今年度ライターのデザインを刷新しました。ライターは次の販売店で取り扱っています。（各店舗100本限定です。）

- ・油川商店（大鰐）
- ・ウエダ調剤薬局（大鰐）
- ・幸山商店（駒ノ台）
- ・竹内酒店（唐牛）
- ・地酒の駅そうま屋米酒店（大鰐）
- ・虎屋（蔵館）
- ・ながさき屋（元長峰）
- ・西沢酒米店（蔵館）
- ・蛭田商店（三ツ目内）
- ・三上商店（唐牛）
- ・山久酒店（高野新田）
- ・山崎みやげ店（大鰐）
- ・山本酒仕出し店（大鰐）



■お問合せ

税務課 ☎55・6562（直通）

常時、納税相談を受け付けております。

elマーク
el

付き納付書なら、
**地方税お支払サイトや
スマホ決済アプリから
地方税を簡単・便利に納付できます！**

- スマホやパソコンでも納付できます。
- 24時間365日納付できます。
- 地方税お支払サイトでは多様な納付方法が選べます。
 - ・クレジットカード
 - ・インターネットバンキング
 - ・ダイレクト納付（口座振替）
- スマホ決済アプリからも納付できます。

※事前にelTAXの利用者登録／口座情報登録が必要です。

※お支払サイトではなく各社のアプリを利用した納付です。

納付方法や対応するスマホ決済アプリなどについては
地方税お支払サイトをご覧ください。

▶ <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

地方税お支払サイト

一般質問

9月 定例町議会

議員 弘裕 議員 道一 議員 浦田 議員 三前
議員 富士子 議員 富博 議員 内谷橋 議員 竹山高

5名登壇

- ① 稼げる農業の復活について
- ② 物価高騰と学校給食について



議員 竹内 富士子

問

① (一) 農地法一部改正について、令和五年四月一日の一部改正により、どのような利点があるのか。

(二) 農地の集約化と大規模化について、「限られた土地をいかに有効活用するかが大事」であるとも言われているので、本町の特徴にあった農地の集約化と大規模化への対応について伺う。

答

① (町長)

(一) 令和五年四月一日から施行された、「農地法」「農業経営基盤強化促進法」等の一部改正の概要として、農地の最大限有効利用を図るため「目的の見直し」「農業生産法人要件の見直し」「農地の賃貸規制の見直し」「農地の権利取得に係る許可要件の見直し」となっている。

一部改正による利点として、主なものでは人・農地プランが法定化され、

地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を定めることとなる。その実現に向け地域内外から農地の受け手を確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めることとなっている。また農地取得の下限面積が廃止されており、このことにより農業者の減少・高齢化が加速化する中、認定農業者等の担い手以外の、多様な経営体が必要をもつて農業に新規参入することが可能となる。

(二) 集約化と大規模化における本町にあつた対応は、地域の十年後に目指すべき農地利用のあり方について「目標地図」を含む地域計画を令和六年度末までに策定することになっている。先月から一定面積以上を所有する農業者約千人に対し、今後の経営意向等に関する調査票を送付しており、その結果をもとに今後、地域との座談会に必要な現況地図や意向調査を踏まえた目標地図の素案作成に取り組む予定である。地域が主体となり、話し合いを踏まえながら農地集約・集積の方針等を計画していく。

問

② (一) 学校給食の食材費の現状と今後の予想について伺う。

(二) 食材費高騰による学校給食の献立作成への対応について、食材高騰の中、どのような創意工夫や努力をされているのか。

答

② (教育長)

(一) 食材については、主食・副菜・牛乳等すべて値上がりしている。特に小麦製品のパンや魚・肉製品は昨年と比較して二割から四割、食用油は二倍程度値上がりしている現状。現在は、給食費一食小学生三百円、中学生三百二十円で提供している。今後も食材の価格高騰が予想されるので、物価状況を把握しながら対応していく。

(二) 栄養価を満たすことや旬の食材を積極的に使用すること、子ども達の嗜好などを考えながら予算に合わせた食材の選定をするなど、工夫しながら献立を作成している。

(三) 学校給食での地産地消は、現在給食の食材として、大鰐温泉もやし、米、りんご、きゅうり、シャモロツク等を使用しており、今年度は、七月から大鰐産のミニトマトを提供している。その他、地場産品を安く提供していただけるよう、農林課と連携して地場産品を学校給食に取り入れていきたいと考えている。

① 2026年青森国民スポーツ大会について

② 「地域と共にある学校づくり」を目指す「コミュニティスクール」の現状について

③ 職員採用者への教育について



山谷 博子 議員

問

① (一) 夏の大会は「パラグライディング」と「オリエンテーリング」がデモンストレーションスポーツとして開催されることが決定したようだが、これらの競技の概要、準備状況について伺う。

(二) 町にはラグビー場、野球場、テニスコートなど立派な施設があるが、国スポを契機として、国スポのトレーニング施設としてもいいので、整備してはいかがか。見解を伺う。

(三) 競技施設の整備、役員の人員確保、おもてなし、プレ大会の開催等々、本大会開催にあたって様々な準備が必要と思う。

そこで本大会開催までの準備スケジュール、現在の準備状況、進捗状況、来年度の予算要求見込みについて伺う。

答

① (町長)

(一) パラグライディングは、パラグライダーでスキー場の山頂から飛び、ラグビー場の着陸場への着陸精度を競う競技。

オリエンテーリングは、comeを主会場として、主催者が渡す地図上に示されたポイントを制限時間内により多く集め、その合計点を競うもの。現在の準備状況としては、会期の取りまとめを行っている。

(二) 本町では「2026国民スポーツ大会」における本大会の正式競技

技はないので、国スポに向けた施設整備はスキー競技以外考えていないが、公園施設の将来を見据えたトータルコストの低減や公園利用者の安全・安心の確保に努めていく。

(三) 冬季大会の実行委員会については、まだ設立されていないので、設立時期や具体的なスケジュールなど、詳細が分かり次第皆様にお知らせする。

今年度のスケジュールで決まっているものは、十二月頃に大会会期を決定する予定であること、来年二月に山形国スポの視察を実施する予定となっている。

来年度の当初予算については、五月の議員全員協議会にお示しした競技団体要望物品等一覧に掲載されたものが主なものとなる。toto助成金の対象となる整備については、令和六年度、七年度で整備するため、来年度から整備が本格化する形となるが、toto助成金の対象外経費も出てくる見込みとなっているので、県準備室や県スキー連盟などと協議しながら必要経費を精査して計上したいと思う。

問

② 地域が一体となつて子どもたちを育む「コミュニティスクール」の役割と現在の活動状況について伺う。

答

② (教育長)

コミュニティ・スクールとは学校運営協議会を設置している学校のことで。学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる仕組みであり、大鰐町では昨年度から取り組んでいる。大鰐町教育委員会が大鰐小・中学校にそれぞれ設置する学校運営協議会の主な役割は、学校運営の基本方針を承認する、学校運営状況を評価する、地域学校協働の取り組みの推進の三つがある。

現在の活動状況は、地域住民・保護者・地域コーディネーター・学校教職員を委員とする学校運営協議会を年三回開催しており、学校運営方針の承認・評価、地域学校協働の取り組みの推進について、協議をしている。

また、学校運営協議会と連動しながら、地域と学校が今まで以上に連携・協働し、地域全体で子ども達を支える

組織として「地域学校協働本部」を同時に立ち上げた。学校と地域の連絡・調整を強化し、多様な活動、継続的な活動を探りながらコミュニティ・スクールの充実につなげている。

③町では採用者への研修はどのようなにしているのか。行政サービスの中でも根幹をなすものの一つに接遇があると思うが、特にこの接遇の研修について町の方針を伺う。

問

③町では採用者への研修はどのようなにしているのか。行政サービスの中でも根幹をなすものの一つに接遇があると思うが、特にこの接遇の研修について町の方針を伺う。

答

③(町長)

新採用職員においては、青森県が実施する新採用者研修を受講することとしている。この研修は、公務員としての自覚と意識の確立及び、職務遂行に必要な最低限の基礎知識と職場での応対力等を養うことを目的としており、接遇についても科目設定されている。

研修の受講を通して、住民と接するときの心構えやコミュニケーションのとおり方、敬語の使い方、電話応対の仕方などの習得を図っている。

①第三セクター等改革推進債について
②大鰐町斎場の空調について



高橋 浩二 議員

問

①いわゆる三セク債の当初の借入総額と返済予定年数、現在までの返済状況と繰上償還の回数・金額を伺う。また、繰上償還されたことでのようなメリットがあったと考えられるかも教えていただきたい。また、今後も繰上償還を考えているのか。

答

①(町長)

第三セクター等改革推進債については、平成二十三年度に平成五十三年度までの三十年を償還期間とし、六十六億一千七百万円を借入れしている。

償還の状況について、平成二十六年に十二億円、令和元年度に五億円、令和四年度に八億三千万円と計三回、総額二十五億三千万円の繰上償還を実施しており、その結果、令和四年度末の借入残高を約二十億五千万円まで縮減することができた。

繰上償還の実施による効果は、令和四年度決算における財政健全化判断比率では、将来負担比率が七六・二%、実質公債費比率が一三・一%となり、着実な財政の健全化が図られている。

単年度における公債費については、借入当初の償還計画と令和五年度の元利償還額との比較で、約一億三千五百万円の抑制が図られた。利息の支払い総額については、約三億一千六百万円の軽減が見込まれている。

財政構造の弾力性を確保できたことにより、新型コロナウイルス感染症対策事業や災害復旧事業等の臨時的な財政需要及び町民ニーズに対応することができたものと認識している。

今後について、地方債には、将来にわたって恩恵を受ける世代間負担の公平性の確保という役割がある。しかしながら、三セク債においては、恩恵を受けることがない若者世代や、これから生まれてくる子ども達へ償還という負担のみを強いることとなる。未来を担う子ども達の将来負担を一刻も早く軽減するためにも、引き続き、財政健全化の取り組み及び財政規律の堅持に

努め、適切な時期に繰上償還を実施してまいりたいと考えている。

問

②町の斎場だが、控室には家庭用のエアコンがついているが別れるためのフロアにはエアコンがない。今年は毎日のように熱中症警戒アラートが発表された。私も何度か足を運んだが、皆さん汗だくでした。ぜひ、皆さんのためにもエアコンの設置をご検討いただけないか。

答

②(町長)

議員仰せのとおり火葬場の二つの控室及び収骨室には家庭用エアコンを設置しているが、炉前の式典を執り行うホールにはエアコンを設置していない。

本町斎場「鶯郷苑」は平成五年の施設利用開始から約三十年経過しており、施設の構造上も気密性を重視した造りとはなっていないので、炉前ホールへのエアコン設置には相当な費用負担が想定される。令和元年度に先述した三カ所にエアコン設置した際に、炉前ホールへの設置は使用頻度等を勘案

し、費用対効果の面から断念した経緯もある。

しかしながら、近年の猛暑を踏まえ、来夏に向けて利用環境の改善策を検討していく。

① 町民の方の要望等をくみ上げる施策について

② 流雪溝の現状について

③ 害獣対策について

④ 猛暑に対する今後の対策について



三浦 道広 議員

問

① 町民の方の要望や意向、また生活をしている中での問題点等の意見を行政として円滑に進める上で承知することが重要だと思う。第六次大鰐町振興計画の策定の際個人の方へのアンケート調査をされているが、現況の町民の方の広いご意見や相談事を町政に直接届けられる施策として、個別にアンケート調査を実施してはどうか。これについて町長のご意見を伺う。

答

① (町長)

町民の方の要望等をくみ上げる施策について、各種計画の策定の際などには町民アンケートを実施し、その分野における課題やニーズを把握したうえで、町民が求める施策を取り入れた計画を策定している。アンケートは町民の声を聞くための重要な手段であるので、今後も必要な場面で積極的に活用していきたいと考えている。

また、毎年区長会・嘱託連合会合同行政懇談会等において、地域における御意見・御要望等を頂戴するとともに、町のホームページ上でも町政への意見を随時受け付けている。町民の皆様から寄せられる意見を真摯に受け止め、より良いまちづくりを目指していく。

問

② 蔵館・三ツ目内地区の町民の方から、流雪溝の水量が少なく雪を処理できないと相談を受けている。ほかの地区でも同様のことが起きているいか利便性向上のために取り組んだ事業を有効活用するために町内すべての流雪溝への水量の確認や破損箇所等の点検を行っていただきたい。

答

② (町長)

現在、本町にある流融雪溝の施設は、整備延長一万六千五百三メートル、十四地区で利用されている。この流融雪溝は、河川やダムから直接取水する流雪溝と、地下水を汲み上げ、融かしながら流す融雪溝の二種類がある。

議員ご指摘のとおり、蔵館及び三ツ目内地区の流融雪溝施設の一部において、取水量不足のため、施設の機能が十分果たされていない箇所があり、冬期間の雪処理に大変苦労されているとお聞きしている。

蔵館地区は、蔵館堰から直接取水し、下流部の分水箇所が多いことによる水量不足、三ツ目内地区は地下水の揚水量不足が原因となっている。

他の地区も含め取水量調査の実施及び水源確保策を再考し、必要な改善をするなど流融雪溝施設の機能改善を図っていく。

問

③ 近年、全国的に熊・猿・猪・鹿等による農林業への被害が増えてきている。ここ大鰐町でも春から熊や猿が頻繁に目撃され、七月ころからは農作物にも被害が出てきている。

(一) 今年度、農作物の被害状況がどのくらいになっているのか。

(二) 近隣の自治体では、その他の害獣としてアライグマやハクビシン等の被害も報告されているが町内での目撃・被害報告や情報があるのか。

(三) 農作物の被害はもとより人的被害が出ないように町としての対応と対策についての三点をお聞きする。

答

② (町長)

(一) クマ等害獣による農作物の被害状況ですが、七月から被害が確認されており八月末時点で、農家の方からの通報に基づき調査したところ、ほとんどがスイカ、りんご、もも等の果樹において被害がみられ、件数で二十一件、被害金額では約四十万四千円となっており、ここ数年では件数、被害額とも最大なものとなっている。

(二) アライグマやハクビシン等の目撃・被害報告や情報について、有害

小動物による軽微な被害、目撃が報告された場合、町の対応として、農家の方へ直接小型罾を貸し出しており、ハクビシンについては3頭捕獲されている。

(三) 人的被害が出ないための町の対策については、出沒地域への防災行政無線及び防災あじやらメールで地域住民に注意喚起を図り、猟友会と連絡を取りながら罾を設置するなどの捕獲に努め、農産物の被害拡大及び人的被害が発生しないよう対応している。

クマの被害に遭わないよう八月三日の回覧で周知しているところであるが、例年になくクマの目撃、食害状況から、議員ご指摘の人的被害への対策として再度、九月七日の回覧に供したところである。

その内容として、「単独でなく複数で行動する」「音を出しながら歩く」「早朝や夕方山に入らない」「クマの足跡やフンなどを見つけたら引き返す」など町民がクマに出会わないための行動を周知することによって、人的被害の抑止となるものと考えている。

問

④ 今年のような猛暑対策として、中央公民館・福祉センターなどを開放してはというご意見をいただいた。それと合わせて各地区の集会所や福祉館等エアコン設置されている公共施設を開放してはどうか。

今年度すでに開放している居土地区の方から好評だと聞いている。開放できる際は集会所などを管理している区会や町会の負担を軽減できるよう、またすべての地区で施設が開放できるように電気料金の助成などを行ってはどうか。町長の意見を伺いたい。

答

④ (町長)

今年の夏は全国各地で例年以上の猛暑となり、県内においても最高気温が観測史上最も高くなるといった状況であった。

公共施設における対応としては、総合福祉センター及び中央公民館について、エアコンを活用した涼しい空間の確保など、暑さをしのぎやすい環境づくりに配慮している。

また、各地区集会所について調査したところ、居土地区の自主的な取組として熱中症警戒アラートが発令され

た八月中の十日間程度、避暑施設として集会所を開放したところ、五、六人程度の来場があったと聞いている。

議員仰せの各地区集会所施設の開放及び電気料金の助成について、施設の利用方法等も含め、各地区の区長等と協議してまいりたいと思う。

① 農作物への害獣被害について



前田 一裕 議員

問

① 熊等の目撃情報は放送等で注意喚起されているが、農作物への害獣被害についてはどのように対処しているのか。

(一) 農作物被害の調査実施計画は、予定されているか。
(二) 被害農家への、支援等についてはどのように予定しているのか。

答

① (町長)

(一) 農作物被害の調査については、農作物に被害のあった農家の方からの通報、及び現地での情報を元に、

「鳥獣の種類」「農作物名」「被害面積」「被害量」「被害金額」「被害発生時期」「状況」について月ごとに取りまとめ、青森県野生鳥獣による農作物の被害状況調査票に整理し県に報告している。

(二) 被害農家への支援等については、今年に関しては、特にクマによる果樹等に被害がみられ、ここ数年では件数、被害額とも最大なものとなっている。

被害額に対する直接的な補償等の支援については予定していないが、被害の申告により、農業経営者の努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償する、収入保険制度の活用が考えられる。また、クマによるりんごの枝折れが著しい園地については、町で実施している「りんご改植支援事業補助金」の活用などで対応したいと考えている。

更には、収穫の本格化を迎えるりんご食害等の対策強化として、園地等において、クマ等の接近、侵入をさせないため、町において「忌避剤」を購入したところであり、今年の農産物被害のあった農家に対して、無償提供することで支援してまいりたいと考えている。

特殊詐欺の被害をなくそう！

●青森県内の令和5年9月末現在の特殊詐欺発生状況

認知件数 74件（前年比+50件）

被害金額 約2億960万円（前年比+約1億4,478万円）

未然防止件数 71件（前年比+31件）

9月末までに認知した74件のうち、18件が金融商品詐欺でした。金融商品詐欺とは、簡単に説明するともうけ話です。昨年は2件でしたが、今年はすでに18件発生しており、幅広い世代の方が被害に遭っています。

●金融商品詐欺について

▶被害に遭うきっかけ

例) SNS に突然メッセージが届き、やりとりを続けているともうけ話を勧められる。(FX、暗号資産、^{きん}金への投資など)

例) インターネット、SNS 等で投資や副業に関する広告をクリックする。

▶犯人からの甘い言葉

例) 「投資のアプリをインストールして、言われた通りに操作、振り込みするだけで儲かる。」

「SNS の投資グループの指導者に従って振り込めば儲かる。」

被害に遭わないために、注意するポイント！！

① SNS のやり取りしかなく、会ったことのない人の話を信用しない！

② お金の振込先が個人名義の口座の場合は、ほぼ詐欺なので注意！

③ 振り込む前に、相手のことや投資方法をインターネット等で調べる。

④ 振り込む前に、家族、知人、最寄りの警察署や交番等に相談する。

特殊詐欺被害防止
(青森県警察 HP)



携帯電話を使用しながら ATM を操作している方や、コンビニで多額の電子マネーを購入しようとしている方を見かけたら、「詐欺じゃないですか」と声掛けをお願いします。

身に覚えのないお金の話は一人で対応せず、家族や知人、最寄りの警察署または交番・駐在所にご相談ください。



■記事に関するお問合せ

警察相談専用電話 ☎ #9110

または ☎ 017・735・9110

黒石警察署 ☎ 52・2311

黒石警察署大鰐交番 ☎ 48・2241

指名手配被疑者の検挙に御協力を！

令和5年8月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、凶悪事件などで特に警視庁が指定している重要指名手配被疑者をはじめとして、約540人に上っています。

これらの被疑者は、殺人、強盗等の凶悪事件のほか、暴行、傷害、窃盗、詐欺、横領等の事件に関して指名手配されており、再び犯行を行うおそれがあります。

警察では、特に重大な犯罪の被疑者を選定した上で、11月中に全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行うこととし、これら被疑者の早期検挙に取り組んでいるところです。

指名手配被疑者の発見に向けた捜査活動には、国民の皆さんの御協力が是非とも必要です。

指名手配被疑者によく似た人を見かけたといった情報など、どんなわずかなことでも結構ですので、警察に通報していただくようお願いします。

重要指名手配被疑者
(青森県警察 HP)



■記事に関するお問合せ

黒石警察署刑事課 ☎ 52・2311



児童虐待防止にご協力を

●児童虐待防止に向けて

近年、全国的に児童に対する暴力行為や養育放棄などの児童虐待に関する事件が多発し、本県における児童虐待事案の取扱件数も増加の一途をたどっています。児童虐待の防止は、社会全体で取り組まなければならない大きな問題です。

●児童虐待とは・・・

児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの）が、18歳に満たない児童に対し、次のようなことを行うことです。

▶身体的虐待

殴る、蹴る、たたく、首を絞める、投げ落とす、激しく揺さぶる、たばこの火を押しつける、熱湯をかける、溺れさせるなど

▶性的虐待

児童への性的行為、性器や性的行為を見せる、児童をポルノ画像やポルノ動画の被写体にするなど

▶ネグレクト（養育の拒否や放置）

家に閉じ込める、家に残したまま度々外出する、適切な食事を与えない、衣服などを不潔なままにする、児童が学校に登校する意思があっても登校させない、病気になっても医者に診せない、車内放置など

▶心理的虐待

言葉による脅し、児童を無視したり拒否的な態度を示す、児童の心を傷つける様な言動をする、きょうだい間での差別的扱い、児童の面前での配偶者間暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）など

●もしかして児童虐待では？と思ったら…まず通報

- ①身体、顔に不自然な傷やあざがある
- ②季節にそぐわない服を着ている
- ③駐車場の車内に子どもだけ放置されている
- ④子ども泣き声と大人の怒鳴り声がいつも聞こえる

児童虐待通報ダイヤル

いちはやく
☎ 1 8 9 番（お近くの児童相談所に接続します。）

※緊急時は110番への通報をお願いします。

※通報者のプライバシーは法律で保護することが定められていますので安心してください。

あなたの「通報」が児童虐待から子どもたちを救います。

女性に対する暴力をなくそう

●女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）

暴力は性別に関わらず、決して許されるものではありません。配偶者等からの暴力、ストーカー行為等にあっても、重大な人権侵害行為です。

配偶者等からの暴力は、家庭内において行われるため、外部からの発見が困難であり、潜在化しやすく、さらには加害者に罪の意識が薄いことが多く、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい傾向にあります。

国民一人一人が暴力は重大な人権侵害であることをよく理解し、暴力を容認しない社会の実現に向け、積極的に取り組んでいく必要があります。

～DV（ドメスティック・バイオレンス）とは？～

夫婦や内縁、同居しながら交際する間柄で、相手から殴る・蹴る等の暴力や心身に有害な影響を及ぼす言動を受けることをDV（ドメスティック・バイオレンス）といいます。暴力行為や脅迫言動は、夫婦げんかの延長だと思われがちですが、夫婦間であっても**犯罪**です。また、子どもの面前での暴力行為は児童虐待となり、子どもの健やかな成長発達に悪影響を及ぼします。

～DV被害について～

DV相談件数は、年々増加傾向にあり、警察が対応した相談等の件数だけでも、平成14年で14,140件であったものが、令和4年には84,496件となっています。配偶者から暴力を受けたことがある人の多くは「相談するほどのことではないと思った」や「子どものために相手とは別れられない」などと回答しており、DVは被害者の被害意識が希薄であったり、暴力被害が内在化することが特徴です。

警察では、あなたを守ることを最優先に対応します。

まず、お近くの警察署へご相談ください。

身の危険を感じたときは、迷わず110番を！

■記事に関するお問合せ

黒石警察署 ☎52・2311

黒石警察署大鰐交番 ☎48・2241

令和5年度全国統一防火標語

火を消して

不安を消して つなぐ未来



11月9日は「119番の日」

総務省消防庁では、毎年11月9日を「119番の日」と定め、119番通報についての正しい知識と理解を深めてもらうとともに、防災意識の高揚を図っています。

火災や急病、けがや交通事故など目の前で災害が突然発生した場合は、誰でも気が動転し、興奮した状態になりがちです。一刻を争うときでも、「慌てず・落ち着いて・正確に」119番通報できるように、町会や自治会または勤務先などで実施する防災訓練の際に、通報訓練を積極的に行い、通報の仕方を身につけましょう。

●令和4年中の119番受付件数

令和4年中に弘前地区消防事務組合管内（弘前市・黒石市・平川市・藤崎町・板柳町・大鰐町・田舎館村・西目屋村）で受付した119番件数は1万7,149件で、1日当たり約47件でした。これは約30分に1件の割合で受付したことになります。

●119番通報のシステム

弘前地区消防事務組合管内から加入電話（一般・IP）や携帯・公衆電話などで通報すると消防本部通信指令課消防指令センター（弘前市大字本町）につながり、そこから災害現場に最も近い消防署に出動指令が出されます。

※携帯電話からの通報は、電波の状態によっては近隣の消防本部につながる場合があるため、市町村名から住所を話してください。その際、管轄が違う場合は、災害現場の管轄消防本部へ転送されます。

●ファクス119・NET119緊急通報システム

聴くことや話すことが不自由な方への対応としてファクスやスマートフォン、携帯電話のインターネット機能（web機能）による119番通報が行えます。（NET119緊急通報システムによる通報には、事前の登録申請が必要です。詳しくは弘前地区消防事務組合ホームページ <http://www.hirosakifd.jp/> をご覧いただくか、消防本部通信指令課へお問い合わせください。）

●119番は緊急電話です

119番は緊急通報専用の電話です。災害などのお問い合わせや、夜間・休日の救急病院のお問い合わせなどについては、下記へお問い合わせください。

《火災など災害のお問合せ》

災害情報テレホンガイド ☎050・5536・3896

※一部の特殊な電話は利用できない可能性があります。

《夜間、休日の救急医療情報（医療機関紹介）》

☎32・3999

■記事に関するお問合せ

弘前消防本部通信指令課 ☎32・5101

■大鰐町内の火災・救急発生状況（令和5年9月末累計）

	令和5年	前年比
火 災	2件	+1件
救 急	333件	+17件

119番通報の仕方

～救急時の例～

通信員



はい、119番です。火事ですか救急ですか？

通報者



救急です。具合が悪い人がいます。



住所を教えてください。



弘前市本町2の1。▲▲株式会社です。



何歳の人がどういう状態ですか？



20歳の人が急に倒れて現在意識がありません（見た状態をできるだけ詳しく）。

救急だけでなく火災や救助も同じように、住所を正確に、また聞かれたことに対し内容を詳しく話してください。そうすることで、出動までがスムーズになり、現場へ到着するまでの時間を短縮できます。

※消防車または救急車は、住所が分かった時点で出動します。その後でさらに詳しい情報を聴取していますので「早く出せ！」などと興奮して怒鳴ったりせず、情報の収集にご協力ください。

第3回青森県県民公開講座

青森県・弘前大学医学部附属病院

「脳卒中・心臓病等総合支援センター」

●開催日 令和5年11月14日（火）

●時間 15時から16時まで

●内容

①「心臓病を悪化させない食事のコツ」

講師 管理栄養士 嶋崎 真樹子

②「心臓病のお薬との付き合い方」

講師 薬剤師 相内 尚也

③個別相談会（希望者のみ）

メールやお電話でもご相談できます。

●場所

①弘前大学医学部コミュニケーションセンター

②弘前大学医学部附属病院1階「脳卒中・心臓病等総合支援センター」

③ZOOMにて配信

●参加・相談ともに無料

●定員

①100名

②10名

③100名

●申込方法

①ホームページの「県民公開講座参加申し込み」から

②2次元バーコード内登録フォームから

③脳卒中・心臓病等総合支援センター内申込BOXへ投函

④お電話、メールにて申し込み

※当日参加・当日キャンセルも可能です。

※当日参加・当日キャンセルも可能です。

青森県・弘前大学医学部附属病院 脳卒中・心臓病等総合支援センター

☎ 39・5459

noushincenter@hirosaki-u.ac.jp

登録フォームは

こちらから↓



第1回青森県医療者講演会

●テーマ 青森県 脳卒中・心臓病のケアと医療を考える（多職種による地域連携）

●主催 青森県・弘前大学医学部附属病院

●主催 青森県・弘前大学医学部附属病院

●目的

①青森県内の脳卒中・心臓病における医療とケアの均てん化及び連携の強化を行うことで、クリニカルイナシーヤの改善の取り組みの一助とする

②患者ならびに家族への急性期から回復期・維持期へのシームレスな医療を提供するために、青森県各地域の現状と課題を共有する

●開催日 令和5年12月14日（木）

●時間 18時から19時15分まで

●場所 ZOOMにて配信

●内容

①「脳卒中治療の最前線」

講師 弘前大学医学部附属病院

講師 脳神経外科学講座 齊藤 敦志

②「脳卒中とリハビリテーションのシームレスな地域連携を目指して」

講師 脳神経外科学講座 齊藤 敦志

③「脳卒中とリハビリテーションのシームレスな地域連携を目指して」

講師 脳神経外科学講座 齊藤 敦志

④「脳卒中とリハビリテーションのシームレスな地域連携を目指して」

講師 脳神経外科学講座 齊藤 敦志

⑤「脳卒中とリハビリテーションのシームレスな地域連携を目指して」

講師 脳神経外科学講座 齊藤 敦志

⑥「脳卒中とリハビリテーションのシームレスな地域連携を目指して」

講師 脳神経外科学講座 齊藤 敦志

⑦「脳卒中とリハビリテーションのシームレスな地域連携を目指して」

講師 脳神経外科学講座 齊藤 敦志

講師 弘前大学医学部附属病院

脳卒中リハビリテーション

看護認定看護師 福岡 幸子

●参加費無料

●定員 100名

●申込方法

①ホームページの「第一回医療者講演会」から

②2次元バーコード内登録フォームから

③脳卒中・心臓病等総合支援センター内申込BOXへ投函

④お電話、メールにて申し込み

※当日参加・当日キャンセルも可能です。

●青森県・弘前大学医学部附属病院 脳卒中・心臓病等総合支援センター

☎ 39・5459

noushincenter@hirosaki-u.ac.jp

登録フォームは

こちらから↓

こちらから↓

こちらから↓

こちらから↓

こちらから↓

こちらから↓

こちらから↓

こちらから↓

こちらから↓

こちらから↓

こちらから↓

こちらから↓

こちらから↓

こちらから↓

こちらから↓

こちらから↓

こちらから↓

こちらから↓

こちらから↓

こちらから↓

こちらから↓

こちらから↓

※専門の研修を受けた相談員が対応します。秘密は厳守します。

●相談受付時間 月曜日から金曜日の9時から17時まで（上記時間以外、土・日・祝日・年末年始は、国のコールセンターにつながります。）

●青森県青少年・男女共同参画課

☎ 017・734・9228

◇県が本センターの運営を委託している公益社団法人あおもり被害者支援センターでは、ボランティアの支援活動員を募集しております。活動に関心のある方は、左記へ直接お問合せください。

●（公社）あおもり被害者支援センター

☎ 017・718・2085

在職者訓練受講者の募集

在職中の方を対象とした技能検定対策講習を実施します。

◇建築大工技能検定実技試験対策講習

●日時

（現寸図・墨付）

12月11日（月）、13日（水）、15日（金）、18日（月）、20日（水）

（加工・組立）

1月10日（水）、12日（金）、15日（月）、17日（水）、19日（金）

18時から21時まで

●場所 弘前高等技術専門学校

弘前市大字緑ヶ丘一丁目9番地1

●21・ 広報おおわに 11月号

●21・ 広報おおわに 11月号

●21・ 広報おおわに 11月号

●21・ 広報おおわに 11月号

●21・ 広報おおわに 11月号

●21・ 広報おおわに 11月号

●21・ 広報おおわに 11月号

●21・ 広報おおわに 11月号

●21・ 広報おおわに 11月号

●21・ 広報おおわに 11月号

●21・ 広報おおわに 11月号

●21・ 広報おおわに 11月号

●21・ 広報おおわに 11月号

●21・ 広報おおわに 11月号

●21・ 広報おおわに 11月号

●21・ 広報おおわに 11月号

●21・ 広報おおわに 11月号

●21・ 広報おおわに 11月号

- 定員 各10名
- 受講料 各1,300円
- 募集期間

(現寸図・墨付) 11月7日から17日まで
(加工・組立) 11月7日から12月11日まで

- ◇配管技能検定(学科・実技)試験対策講習
- 日時

1月10日(水)、11日(木)、12日(金)
9時から16時まで(休憩1時間)

- 場所 弘前高等技術専門学校
弘前市大字緑ヶ丘一丁目9番地1

- 定員 各10名
- 受講料 各1,600円
- 募集期間 11月14日から12月11日まで

- 申込方法 FAX・郵送または電話でお申し込みください(募集締切日必着)。
※受講申込書はホームページからダウンロードできます。詳細はホームページをご覧ください。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/hi-gisen/hi-gisen_zaisyokusya_01.html

弘前高等技術専門学校
在職者訓練
(青森県HP)



弘前高等技術専門学校 在職者訓練担当者
☎32・6805
F35・5104

労働委員会委員による 労働相談会の開催について

個々の労働者と事業者の間に生じた労働問題(解雇・賃金引き下げ・長時間労働・パワハラなど)について、青森県労働委員会委員が相談に応じます。

- 日時

11月7日(火) 13時30分から15時30分
11月19日(日) 10時から12時
12月12日(火) 13時30分から15時30分
12月17日(日) 10時から12時

- 対象者 県内の労働者・事業主
- 対応者 青森県労働委員会委員

※青森県労働委員会とは、青森県の行政機関の一つ。労働問題について専門的知識を持つ、公益委員(弁護士等)、労働者委員(労働組合役員等)、使用者委員(会社経営者等)で構成されており、中立・公正な立場で労働問題を解決する。

- 参加無料
- 秘密厳守
- 随時受付(予約優先)

青森県労働委員会事務局

☎017・734・9832
F017・734・8311

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/roi/roi-sodankai.html

労働相談会HP
(青森県HP)



不動産取得税のお知らせ

不動産取得税は、土地や家屋を、有償・無償の別、登記の有無にかかわらず、売買、贈与、交換、建築(新築・増築・改築)などにより取得したときに、その取得者に一度だけ課税される県の税金です。不動産の取得後、ある程度の期間をおいて納税通知書が送付されますので、指定された納期限までに納付してください。

なお、一定の要件にあてはまる住宅や住宅用の土地を取得した場合には、必要な書類を添えて申請することにより、不動産取得税が軽減となる制度があります。詳しくは県ホームページをご覧ください。中
南地域県民局県税部までお問合せください。



中南地域県民局県税部第二課
☎32・1131(内線329)

青森家庭裁判所からのお知らせ

- 裁判員制度

「まもなく名簿記載通知を発送します」
11月中旬頃に、令和6年裁判員候補者名簿に登録された18歳以上の方に対して通知をお送りします。これは、来年2月頃か

らの約1年間、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えするものです。なお、この段階では、まだ裁判員に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所へお越しいただく必要はありません。

- ご存じですか? 知財調停

知財調停とは、知的財産権に関する紛争について、裁判官・弁護士・弁理士などから構成される調停委員会の助言や見解を得て、話し合いによる簡易・迅速な解決を図る手続きです。東京地裁・大阪地裁に申し立てることができ、ウェブ会議を利用することもできます。詳しい内容は裁判所ホームページ(大阪地裁・東京地裁)をご覧ください。

「広報おおわに」に有料広告を掲載しませんか

毎月発行している『広報おおわに』に広告を掲載することができます。お店のPRやイベント告知など幅広くご活用ください。

- 広告の規格・掲載料(1回あたり)

- ・1号広告(縦60mm×横80mm) 5,000円
- ・2号広告(縦60mm×横160mm) 10,000円

※詳細・申込みは町ホームページをご確認ください。

総務課人事行政係 ☎48・2111(代)



行事予報



11 月

■天候等による日程の変更にご注意ください

12 日 (日)

○おおわに文化祭芸能発表会 (増田手古奈記念大鰐温泉俳句大会表彰式 : 大鰐町地域交流センター「鰐 come」)

19 日 (日)

○大鰐町社会福祉大会 (大鰐町総合福祉センター)

25 日 (土)・26 日 (日)

○まるごと大鰐 秋の感謝祭 (大鰐町地域交流センター「鰐 come」)

12 月

16 日 (土)

○大鰐温泉スキー場オープン

22 日 (金)

○大鰐小・中学校終業式

◎『広報おおわに』に掲載の各種催しについて

本誌に掲載した各種催し・教室等について、天候状況や感染症等の感染拡大防止の観点から、中止や延期、変更となる場合がありますので、ご了承ください。

■9月受付分

戸籍の窓口

(※順不同、敬称略。大鰐町に届け出し、希望された方のみ掲載しています。)

★1歳の記念に写真を掲載してみませんか？ (12月号掲載)

★対象

令和5年10月から12月に1歳の誕生日を迎える町内在住のお子さん

★掲載内容

子どもの写真・氏名(ふりがな)・生年月日・住所(町内名のみ)

★応募方法

①子どもの写真データ1枚
※写真データは5MB以内

②子どもの氏名(ふりがな)・生年月日・性別、住所(町内名のみ)、保護者氏名、連絡先、40文字以内のコメント(子どもに向けてのひと言など)を記入したもの

◎①、②を11月13日(月)【※必着】までにEメールでご応募ください。

■お問合せ・ご応募先

大鰐町総務課人事行政係

☎48・2111 (代)

Eメール koho@town.owani.lg.jp

大鰐町の人口と世帯数

令和5年9月末日現在

人 □ 8,535人

前月比 -14人

男 3,929人

女 4,606人

平均年齢 57.0歳

世帯数 4,094世帯

前月比 -2世帯



おくやみもうします

亡くなった人(年齢)地区名

・國方正弘(78歳)大鰐7A

・福井 緑(92歳)大鰐7A

・神 フキ(92歳)三ツ目内B

・成田竹治(95歳)蔵館7

・西村光明(74歳)大鰐7A



災害情報を入手し、早めの準備、安全行動を！



【防災行政無線】

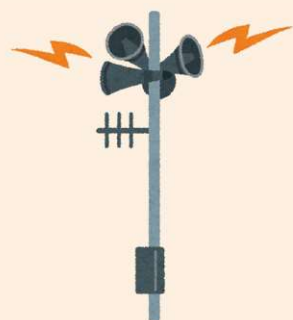
災害発生が予想される場合や大規模火災情報は、屋外スピーカーにより、避難情報などを一斉に放送します。

聞き取れないときは、窓を開けて聞くか、屋外に出て聞き取る行動をしてください。

▽電話応答サービス

放送内容が聞き取れなかったり、放送内容をもう一度確認したい時は、24時間以内に放送した内容を、次の電話番号で確認できます。

☎ 48・3539



●町ホームページと他団体のホームページ

大鰐町防災あじゃらメールのほか、町ホームページにも避難情報等の内容をお知らせします。また、青森県や気象庁等もインターネット上に様々な情報を発信しています。気象情報等を入手して事前準備等に活かしましょう。

▷大鰐町ホームページ <http://www.town.owani.lg.jp>

▷青森県防災ホームページ <http://www.bousai.pref.aomori.jp>

▷青森県河川砂防情報提供システム <http://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp>

▷気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp>

■お問合せ 総務課消防防災係 ☎48・2111

【大鰐町防災あじゃらメール】

大鰐町では、町民の皆さんに対し、防災情報をはじめ、町のイベントや農業等の様々な情報をメール配信しています。

次の登録用アドレスにアクセスし、空メールを送信すると、登録用のメールが返信されてきます。画面の指示に従い必要事項を入力すると、登録することができます。

<https://bosai.town.owani.lg.jp/mailemailsend.php>

カメラ機能付きの携帯電話をお持ちの方は、下記のQRコードを読み込むことで、上記の登録用アドレスを読み込めます。

【大鰐町防災あじゃらメール

<https://bosai.town.owani.lg.jp/>】



●広報おおわには町のホームページでも公開しています 【URL】 <http://www.town.owani.lg.jp/>



今月の表紙

りんご畑が赤く色づき、秋が感じられる季節となりました。

今夏の記録的な猛暑によって収穫量は減っているものの、良質なりんごが実っているとのこと。

変わりゆく季節を楽しむつつ、体調管理に気を付けましょう。

広報おおわに No.742
令和5年11月号

発行 大鰐町
編集 大鰐町総務課

〒038-0292
青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字
羽黒館5番地3
TEL 48・2111
FAX 47・6742
H P <http://www.town.owani.lg.jp/>
発行部数 4,000部



わになって みんなボカボカ 大鰐町



大鰐町HPへ
ジャンプします